

災害時の動物救護活動に関する協定

松山市（以下「甲」という。）と社団法人愛媛県獣医師会（以下「乙」という。）とは、災害時における動物救護活動の実施について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第42条第1項の規定による松山市地域防災計画に基づき、甲が行う動物救護活動に対する乙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象動物）

第2条 動物救護活動の対象となる動物は、犬及びねことする。

2 前項に定めのない動物を動物救護活動の対象とする場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

（動物救護活動の場所）

第3条 乙は、甲が開設する動物救護施設、避難所又は甲が適当と認める施設において、動物救護活動を実施するものとする。

（動物救護活動の内容）

第4条 動物救護活動の内容は、次のとおりとする。

- (1) 負傷した動物の応急手当に関すること。
- (2) 被災動物の一時保管に関すること。
- (3) 被災動物に係る情報提供に関すること。
- (4) 被災動物及びその他の飼育動物の健康相談に関すること。
- (5) 動物救護施設の管理運営に関すること。
- (6) 施設、設備及び物資の提供その他動物救護活動に係る必要な災害応急業務に関すること。

（協力の要請）

第5条 甲は、動物救護活動を実施する場合は、乙に対し協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲から要請を受けた場合は、直ちに動物救護活動を行うものとする。

3 乙は、自ら緊急を要すると判断した場合は、甲の要請の有無にかかわらず、動物救護活動を行うことができる。

4 乙は、前項の規定により、動物救護活動を行った場合は、その内容を甲に報告するものとする。

（協力要請の手続）

第6条 甲は、乙に協力を要請する場合は、次の事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話その他の方法により行うことができる。

- (1) 動物救護活動の内容
- (2) 動物救護活動を行う場所
- (3) 動物救護活動を行う日時
- (4) その他必要な事項

(連絡体制)

第7条 動物救護活動に関する連絡窓口は、甲にあつては松山市保健所生活衛生課、乙にあつては乙の事務局とする。

2 甲は、災害発生時に関係団体等との連絡調整を実施するものとする。

(動物救護活動の実施)

第8条 乙は、要請を受けた事項に関して、可能な限り、誠意を持って実施するものとする。

2 甲と乙は、活動を円滑かつ効果的に遂行するため、適宜、情報交換を行うものとする。

(費用負担)

第9条 甲は、可能な限り、乙が動物救護活動のために必要とする用地、施設、設備その他を提供するものとする。

2 乙は、ボランティアの活用、寄附金の利用並びに企業、団体及び個人による寄附物品を用いるなどの方法で、動物救護活動を行うものとする。

3 前2項に掲げるもののほか、活動の実施にあたり必要な物資等の経費については、甲と乙が協議の上、甲又は乙が負担するものとする。

(動物救護活動の停止等)

第10条 乙は、動物救護活動が極めて困難又は不可能と認める場合は、甲と協議のうえ、救護活動を停止し、又は取りやめることができる。

(動物救護活動の終了)

第11条 甲は、災害が終息し動物救護活動を継続する必要がないと認めた場合は、乙と協議して、動物救護活動を終了するものとする。

(協議)

第12条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

(協定の期間及び更新)

第13条 この協定は、締結の日から効力を有し、甲又は乙からの申し出がない限り継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年3月12日

松山市二番町四丁目7番地2

甲 松山市
市長

愛媛県松山市三番町四丁目4番地7

乙 社団法人愛媛県獣医師会
会長